

令和7年度 高等部ビジネス総合科 学校生活のきまり

1 登校・下校

- (1) 8時30分に登校し、8時45分始業、チャイム終了時に着席完了です。やむを得ず遅刻、欠席するときは必ず学校に連絡を入れる。
- (2) 部活動・補充学習などが終わったら、なるべく集団で下校する。
- (3) 下校時は寄り道せずに自宅に帰る。
- (4) 家の用事などで自宅以外に帰る場合は、家の人に連絡帳に書いてもらって届ける。
- (5) 自転車通学は禁止する。(ただし、最寄り駅までの交通手段としての自転車利用は可とする。)

2 身だしなみ

(1) 制服

- ・ネクタイはゆるめない。
- ・夏季はネクタイをはずしてよい。
- ・リボンを着用してもよい。ただし、式典(入学式・卒業証書授与式等)はネクタイを着用する。
- ・ブレザーの下は白カッターシャツを着用し、シャツのすそを入れる。
- ・カッターシャツの下に着るシャツは白、グレー、ベージュ(Tシャツのワンポイントは可)とする。
- ・スラックスをずらしたり、スカートを短くしない。
- ・ソックスは派手でないものとする。(色は白・黒・紺の一色とし、ワンポイントは可とする。)
- ・ベルトは派手でないものとする。(色は黒・紺・茶色、作業服時も同様とする。)
- ・登下校時はブレザーを着用する。(夏季を除く。)

(2) 作業服

- ・流通・サービスで上着を着用しない時は規定のポロシャツを着用する。
- ・冬期は防寒具として作業着の下に体操服ジャージ上下を着てもよい。

(3) 体操服

- ・規定の体操服上下及びハーフパンツを着用する。
- ・半そで体操服は白のTシャツ(ワンポイントは可)とし、シャツのすそを入れる。(中学校時の半袖シャツも可とする。)
- ・冬季は防寒着としてウォーミングアップ終了まではウインドブレーカーの着用を認める。

(4) 靴

- ・通学靴、上靴とも、体育の授業に使える丈夫な運動靴を使用する。(色は派手でないものとする。また、通学時のみローファーを可とする。)

(5) 髪の毛について

- ・頭髮加工や変形(毛染め、脱色、パーマ、ムース、ワックスなど)は禁止する。

(6) その他

- ・ピアスなどアクセサリ及び髪飾り、化粧等は禁止する。
- ・冬季は、制服の下に学校指定のセーターを着用してもよい。また、制服(ブレザー)の上にコート、ジャンパー、マフラー、手袋を着用してもよい。ただし、派手でないものに限る。
- ・帽子については、身体的配慮が必要な場合、許可を得て着用する。

3 学校生活

(1) 持ち物

- ・カバンは派手でないものとする。
- ・登校後、財布、定期などの貴重品を預け、連絡帳を提出する。
- ・携帯電話等については、携帯電話等所持許可申請書の許可条件で使用する。
- ・不要物、高価な品物やおやつなどの持ち込みは禁止する。(持ち込んだ場合は学校預かりとする。)
- ・水分補給のため、お茶・スポーツドリンクを持ってきてよい。(昼食時のみ、その他の時間と区別をするため紙パック入り飲料を可とする。)
- ・容器等は必ず持ち帰る。(校内での処分は禁止する。)
- ・書籍については雑誌の持ち込みは禁止する。

(2) 昼食

- ・弁当を持ってくる。(食事の時に出了たゴミは必ず持ち帰る。)

(3) 部活動(屋外球技部、陸上部、卓球部、ダンス部、文化活動部)

- ・全員がいずれかの部に所属する。
- ・入部した部で一年間活動する。(特別な事情がある場合は先生に相談する。)
- ・体育系部活動においてはアンダーウェアの着用を認める。(色は白・黒とし顧問の指導に従う。)

(4) 生徒会活動

- ・生徒会本部、学級委員、美化委員、図書委員、保健体育委員のいずれかで全員が活動する。
(前・後期の二期制)

4 校外生活

- ・飲酒、喫煙、無免許運転、その他法律で禁止されていることを行った場合は状況に応じた指導を行う。
- ・自動車・バイクの免許をとることは禁止する。
- ・アルバイトは原則として禁止する。(ただし、年末年始の郵便局のみ学校の許可を得て認めている。)
- ・生徒同士でおごったりおごられたりすること、金銭の貸し借りは禁止する。
- ・無断外泊は禁止する。
- ・メール・SNS等の使用については、ルールやマナーを守り、午後10時以降の使用はひかえる。

上記以外のことがらについても、高等部生徒としてふさわしくない行動をした場合は状況に応じた指導を行う。

5 その他

- ・「学校生活のきまり」について、生徒の安全な生活を守るために変更する場合がある。変更する場合にはその都度連絡する。